

論壇

経営承継円滑化法と中小企業の非上場株式に係る納税猶予制度についての誤解と疑問について

佐藤悦緒
経済産業省
中小企業庁
財務課長

1 はじめに

中小企業の非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度が本年4月1日に施行されて約2ヶ月が経過しました。また、この納税猶予制度の施行に合わせるかたちで納税猶予を受けるための要件である経済産業大臣の認定について定める経営承継円滑化法の施行規則についても同日付で改正が行われました。

この間、多くの中小企業の経営者の方々に制度の適用をご検討いただいております。制度設計に携わった者として非常に喜ばしく

2 本制度は省庁間の調整が不十分であったというご批判について

経営承継円滑化法は昨年の5月に成立、10月に施行されました。そのため、昨年9月に施行規則を公布しました。この施行規則は、税法に係る各種の法令改正を踏まえて本年の4月に大幅な改正を行いました。現在においても旧制度に基づく理解をされている実務家の方も多く、また、旧制度に基づく出版物も多く流通しています。このため、「なぜこんな短期間で大幅な省令改正を行ったのか。9月に公布した省令が税制当局を始め関係省庁との調整が不十分だったのではないか。」という批判を耳にします。

感じていらっしゃるのですが、まだ導入間もない時期であることもあり制度の意義や詳細についてのご理解が浸透しておらず、様々なご不安やご批判あるいは疑問等をいただきますが、誤解に基づくものも少なからずあります。

本稿におきましては、このよううな声に対して経営者や実務家の方々の誤解に基づく不安や疑問を払拭すべく、紙面の許す限り制度設計者の立場からお答えをしたいと思っております。

おいても大きな混乱なく運用できていると許可を出した例がでてきております。また、今回経営承継円滑化法の施行規則において多く改正及び追加がなされたのは、4月より施行された租税特別措置法において納税猶予を適用するための要件として経済産業大臣の認定を受けていることが規定され、また昨年12月に公表された平成21年度税制改正大綱においても明らかにされていなかった贈与税の納税猶予制度が年明けの改正法案に新たに盛り込まれたことから、これらの制度の前提条件となる経営承継円滑化法においても税制との整合を図るべく大幅な改正及び追加が行われたものです。

3 典型的な質問についての答え

(1) 納税猶予の打ち切りについて

次に、納税猶予を受けるにあたって経営者の方から様々なご不安の声もいただいております。その中でも最も大きいのが納税猶予を打ち切られた場合の税負担についてであります。

悪化する理由で最大限

異なる背景に基づき制定された経営承継円滑化法について、納税猶予制度の早期導入を求める各界のご要望にお応えし本年4月の施行、昨年10月への波及適用を実現すべく昨秋ようやく全体像が見え始めた納税猶予制度との整合性を図り、関係省庁との協議を重ねて4月の施行規則の改正を迎えたものであります。

複数の法律の改正を伴う納税猶予制度という画期的な制度をおよそ不可能とも思われた短期間において実現させ、制度導入を待っていただいた方々のご要望にお応えすることができたのは、当然に税制当局とも一昨年以來極めて緻密な調整を行った結果であり、税制当局との調整不足というご批判は全くの誤解であると断言できます。

このように、本来は遺留分特例や金融支援といった税制とは

の努力を行っても満たすことができなかった場合には、猶予されていた税額のすべてと猶予期間中に発生していた利子税とを一括で納付しなければならなくなり、相当な金銭を支払わなければならないという不安です。これについては、一括納付というイメージが先行しており、また経営者の方々がサポートしておられる専門家の方々の間にもまだ制度の詳細が浸透してお

らず、誤った理解、すなわち誤解が不安を一層大きくしているようにあります。

この点につきましては、万一の場合においても不測の資金負担が生じることのないように法律上の手当てが既になされています。

簡潔に述べますと、多くの場合納税猶予対象株式のすべてを担保として提供することになると思われませんが、その後において仮に5年間の事業継続要件を満たすことができず猶予税額を一括納付することになった場合においても、被担保財産である納税猶予対象株式のすべてに対して執行がなされれば、その時点における当該株式の価値の如何に関わらず猶予税額の全額を完済したものと取扱いすることになっていきます。

さらに利子税の取扱いについては現時点では詳細は明らかにされていませんが、農地に係る納税猶予制度については連達によって、担保として提供された納税猶予対象農地のすべてについて執行がなされた場合には納税猶予に係る本税に加えて利子税相当額についても完済したものとするという取扱いがなされるわけですが、そのような方はそもそも株式を手放さずとも相続税等を納付できるであろう方であり、このような方ももちろん本制度自体はご利用いただけますが、経営承継円滑化法の立法趣旨である「相続税等の負担により株式を手放さざるを得ない状況にあるため経営の継承が困難な状況にある企業の継続を支援する」という範囲からはいささか離れると考えております。

きな抵抗感をお感じになる方もいらっしゃるかと思います。これは論理矛盾です。本来は相続の時点において金銭にて一括納付すべきであったところその資金が厳しいがゆえに納税猶予を選択されたわけであり、納税猶予制度がなかったならば相続の時点において当該株式を換価しての金銭納付又は当該株式をもっての物納を迫られていたであろうことを鑑みますと、この納税猶予制度を受けることによつて最低でも何年間は事業を継続できることになり、ほとんど納税猶予が有利となり

ます。換言すれば、専門家の方々におかれましては、関与先の経営者の方が事業承継をする際に、自社株以外の財産が少なく、物納が自社株の換金をせざるを得ない場合、早めに後継者の確認を受け、今般の事業承継税制の利用を薦めないと後に大きな問題となり得ます。

なお、一括納付をすべきことになった際に担保を履行されることな金銭等で一括納付できる方については一時のまとまった資金負担が生じることになるわけですが、そのような方はそもそも株式を手放さずとも相続税等を納付できるであろう方であり、このような方ももちろん本制度自体はご利用いただけますが、経営承継円滑化法の立法趣旨である「相続税等の負担により株式を手放さざるを得ない状況にあるため経営の継承が困難な状況にある企業の継続を支援する」という範囲からはいささか離れると考えております。

つまり、納税猶予を受けた後5年間の間に、贈与の日又は相続開始の日における常時使用する従業員数の80%を維持するというハードルが高すぎるのではないかと不安です。この80%という基準については国内における雇用の維持拡大という火急の政策目的と、納税猶予という側面から見た会社経営上の実現可能性との双方の利益を最大限に高い次元で両立させるべく設定された基準であることをまず申し上げたいと思っております。

統計を使用し申し上げますと、平成19年における平均雇用形態は、正規従業員、非正規従業員66・5%・33・5%となっております。雇用維持要件で求めるところの常時使用する従業員とはおおむね上記統計結果にいうところの正規従業員に近い概念にならうと想定されます。

その前提に立ちますと、非正規従業員をも含めた所で雇用を維持し成長していただきたいというのが切なる願いであります。

経営者の方々はもちろんですが、実際にはとにかく専門家の方々にまよって、制度の詳細についてさらにご理解を深めていただくことが必要であり、まして一人でも多くの方

が、経営上やむを得ず人員の削減を迫られるに至った場合において、30%程度の非正規従業員数の調整があったとしても雇用維持要件には影響しないことが想定されます。

個々の企業の事情はそれぞれ異なるわけですが、制度としては一定の画一的な基準を設ける必要がある中で十分な検討を経た結論としての基準である点につき、ご理解をいただきたいと思っております。

(3) 利子税について

このように、納税猶予制度というのは本来であれば贈与又は相続の時点において納付すべきであった贈与税又は相続税の納付時期を繰り延べる制度であり、万一要件に該当し納付を迫られることとなった場合においても本来の負担を超えるものを迫られることは原則としてない設計となっております。

利子税相当額につきましては一定の担保要件に該当するもの以外については追加負担が生じることになりますが、現在の経済状況を鑑みて年利2・2% (複利でなく単利計算) と低く設定されており、かつ、納税が猶予されていた期間における猶予税額相当の資金運用機会の獲得及び当該期間における経営継続機会の獲得という側面を考慮しますと、不利な制度とは決して言えないと思っております。

この制度を活用していただき、さらなる発展を遂げたいと願う次第です。

4 やすいこと

経営者の方々はもちろんですが、実際にはとにかく専門家の方々にまよって、制度の詳細についてさらにご理解を深めていただくことが必要であり、まして一人でも多くの方

が、経営上やむを得ず人員の削減を迫られるに至った場合において、30%程度の非正規従業員数の調整があったとしても雇用維持要件には影響しないことが想定されます。